

仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件名

厚生寮敷地内樹木伐採及び処分等業務

2 業務目的

県が管理する厚生寮敷地内において樹木の伐採及び処分を行い、近隣家屋への安全確保および環境衛生の維持、向上を図ることを目的とする。

3 実施場所

徳島県小松島市横須町字今開 4 6 番 3

4 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

(1) 業務内容・範囲

名称	規格	予定範囲	摘要
樹木伐採等	高木伐採、雑木伐採、収集、積込、運搬、処分	約 300 m ²	伐採により発生した枝葉、幹、根等は適正に処分すること

(2) 入札参加資格

次の要件を満たすことが入札の参加条件とする。

ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

イ) 建設工事の請負契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査要綱

（昭和58年徳島県告示第50号）第5条の規定による審査により資格を有すると認められた者。

ウ) イの審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者。

エ) 令和7年度徳島県一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿において、「土木一式」又は「造園工」で許可を受けている者。

オ) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく指名停止の対象となっている者。

カ) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。

キ) 提出期限までに「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」を提出した者。

6 実施方法

(1) 実施について

- ・実施範囲は（別紙）施工箇所図による。
- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は地域共生推進課職員と十分に協議し決定すること。

(2) 伐木・処分の仕様及び注意点

(ア) 伐採の施工・注意点

- ・伐採の範囲および対象樹木については、着手前に監督職員と立ち会いの上、十分に確認し決定すること。
- ・伐採に際しては、電線、隣接する塀、近隣の建物等を損傷させないよう、ロープ等による吊り切りや倒し方向の制御を適切に行うこと。
- ・作業区域内への第三者の立ち入りを禁止するため、必要に応じて警戒員を配置し、バリケードや標識等により安全対策を徹底すること。
- ・樹木の伐採については、指定の高さで平滑に切断すること。

(イ) 機械器具の使用

- ・チェーンソーや高所作業車を使用する場合は、有資格者による作業を徹底し、機械の点検を事前に行うこと。
- ・燃料の取り扱いには細心の注意を払い、火災予防に努めること。

(ウ) 損害の補償

- ・作業中に近隣の建物、フェンス、車両、通行人等に損傷・損害を与えた場合は、受託者の負担において速やかに同等品以上の補償、または原状回復を行うこと。

(エ) 搬出・処分

- ・伐採した枝葉、幹、根等の発生材は、速やかに現場外へ搬出し、関係法令に基づき適正に処分すること。
- ・搬出にあたっては、運搬車両からの落下や泥引きがないよう清掃および養生を徹底すること。
- ・受託者は、剪定枝葉等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

7 業務完了報告

業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を提出すること。

8 その他

公示日から令和8年3月2日（月）までに、課員立会いのもと現地確認を行うこと。